

新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方へ

## 徴収猶予の「特例制度」が利用できます

- 新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、1年間、県税の徴収の猶予を受けることができますようになります。
  - 担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。
- (注) 猶予期間内における途中での納付や分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付していただくことも可能です。

### 対象となる方

以下①②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者(個人・法人の別、規模は問わず)が対象となります。

- ① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
- ② 一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。

(注) 「一時に納付し、又は納入を行うことが困難」かの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。

### 対象となる県税

- ・ 令和2年2月1日から同3年2月1日までに納期限が到来する地方法人二税、個人事業税などほぼすべての税目(証紙徴収の方法で納めるものを除く)が対象になります。

### 申請手続等

- ・ 申請書を所管の県税事務所に提出することで申請できます。  
※郵送での提出が可能です。裏面に記載の管轄の担当事務所までご送付ください。
- ・ 申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料を提出していただきますが、提出が難しい場合は口頭によりおうかがいします。  
※申請書は岐阜県公式ホームページからダウンロードできます。  
【URL】<https://www.pref.gifu.lg.jp/kurashi/zeikin/kenzei/11110/tokureiyuyo.html>
- ・ 徴収猶予の特例制度詳細はこちら 

岐阜県 納税特例	検索
----------	----
- ・ 徴収猶予の特例制度は eLTAX で申請いただくことも可能です。  
詳細は eLTAX ホームページをご覧ください。  
【URL】<https://www.eltax.lta.go.jp>

### 申請期限

- ・ 納期限(納期限が延長された場合は延長後の期限)までに申請が必要です。

## 提出・問い合わせ先

※午前 8:30 から午後 5:15 まで(土日・祝祭日・年末年始を除く)

管轄区域	担当事務所
岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町	岐阜県税事務所 徴収課 〒500-8384 岐阜市藪田南 5-14-53 OKBふれあい会館第1棟7階 (☎)058-214-6791(☎)058-214-6792 (☎)058-214-6793(☎)058-214-6924 (☎)058-214-6926
大垣市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町	西濃県税事務所 徴収課 〒503-0838 大垣市江崎町 422-3 西濃総合庁舎 (☎)0584-73-1111(代)
関市、美濃市、美濃加茂市、可児市、郡上市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、御嵩町、東白川村	中濃県税事務所 徴収課 〒501-3756 美濃市生櫛 1612-2 中濃総合庁舎 (☎)0575-33-4011(代)
多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市	東濃県税事務所 徴収課 〒507-8708 多治見市上野町 5-68-1 東濃西部総合庁舎 (☎)0572-23-1111(代)
高山市、飛騨市、下呂市、白川村	飛騨県税事務所 徴収課 〒506-8688 高山市上岡本町 7-468 飛騨総合庁舎 (☎)0577-33-1111(代)

## 郵送での申請

・猶予申請書を上記管轄区域の担当事務所の宛先に郵送で提出することができます。  
※必ず切手を貼付のうえ、封筒裏面に差出人の住所及び氏名を記載してください。  
※送料は申請者側でご負担をお願いします。

## 猶予を受けるにあたって、ご注意いただきたいこと

- ①徴収猶予の承認時期によっては督促状が発送される場合があります。(申請内容確認のため承認まで時間を要する場合があります)
- ②猶予申請書の提出がなく、納期限後に納付された場合延滞金がかかる場合があります。

## 口座振替を利用されている方へ

- ・口座振替の登録をしている場合、猶予中であっても納期限の日に全額引き落としとなります。
- ・引き落としを中止するには、納税者ご本人が金融機関へ申し出される必要があります。



岐阜県

# 徴収猶予申請書



県税事務所長 様

地方税法附則第59条第1項の規定により、以下のとおり徴収の猶予を申請します。

1 申請者名等 (以下の項目について、ご記入をお願いします。)									
申請者	住所所在地							申請年月日	
	電話番号 ( ) 携帯電話 ( )							令和 年 月 日	
氏名	名称	印						※職員記入欄	通信日付印
								申請書番号	
								処理年月日	
納付又は納入すべき税	税目	課税年度	課税番号	期別	納期限	税額	本税以外(延滞金等)	登録番号等	猶予を希望する期間
					・ ・	円	円		納期限の翌日から ・ ・ まで
					・ ・				納期限の翌日から ・ ・ まで
					・ ・				納期限の翌日から ・ ・ まで
					・ ・				納期限の翌日から ・ ・ まで
					・ ・				納期限の翌日から ・ ・ まで
合計					①	②			
新型コロナウイルス感染症等の影響					<input type="checkbox"/> イベント等の自粛で収入が減少 <input type="checkbox"/> その他の理由で収入が減少		<input type="checkbox"/> 外出自粛要請で収入が減少		

## 2 猶予額の計算 (書き方が分からない場合は、職員が聞き取りをしながら記載します。)

(注) 会計ソフト等で作成した試算表などで代用いただいても構いません。

### (1) 収入の減少の状況等

令和2年2月以降、前年同月と比べて収入の減少率が大きい月の収支状況を記載してください。

項目	令和 年 (当年)			前年同月			収入減少率
	月	月	月	月	月	月	
収入	円	円	円	円	円	円	1 - (③ ÷ ⑥) 1 - (④ ÷ ⑦) 1 - (⑤ ÷ ⑧) のうち最大のものを記載 %
小計	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	
支出							支出平均額 (⑨ + ⑩ + ⑪) ÷ 記入月数 ⑫ 円
小計	⑨	⑩	⑪				

(注) 売上などを「収入」に、仕入、販売管理費/一般管理費、借入金返済などを「支出」に記入ください。なお、減価償却費など、実際に支払を伴わない費用などは「支出」に該当しません。また、申請者が法人の場合は、生活費は「支出」に該当しません。

※職員記入欄  事業収入の減少等の事実があることを証する書類(売上帳、給与明細、預金通帳等)  聴取

税理士署名押印	印	電話番号	
		<input type="checkbox"/>	税理士法第30条の書面提出有

(2) 当面の運転資金等の状況等

当面の運転資金等 (⑫ × 6(6か月分))	円	+	今後6か月間に予定されている 臨時支出等の額	円		
				=	当面の支出 見込額(⑬)	円

(3) 現金・預貯金残高

※職員記入欄 □ 一時納付・納入が困難であることを証する書類(預金通帳、現金出納帳等) □ 聴取

	金額		金額		
現金	円	預貯金	円	現金・預貯金の 合計(⑭)	円

(4) 納付可能金額

$$\text{⑭ (現金・預貯金残高)} - \text{⑬ (当面の支出見込額)} = \text{納付可能金額(⑮)} \quad \text{円}$$

(マイナスの場合は0)

(5) 猶予を受けようとする金額

(①+②)納付・納入すべき税		-	(⑮)納付可能金額	=	猶予額
円			円		円

**3 その他の猶予申請(他の猶予の申請を併せて希望する場合)**

この申請が承認されなかった場合(※)は、他の猶予制度(換価の猶予)の適用を希望します。

※ 例えば、収入の減少率が低いときはこの申請は承認されませんが、他の猶予制度(換価の猶予)により猶予を受けられる場合がありますので、職員から他の猶予制度についてご案内します。

《「収入の減少」とは…》

令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業をされている方の収入が前年同期間に比べておおむね20%以上減少した場合、「収入の減少」があるものとして猶予の対象となります。

フリーランスの方などの報酬、派遣労働者の方などの給与についても、同じように減少していれば、「収入の減少」があるものとして猶予の対象となります。

なお、新型コロナウイルスの発生とは関係なく減少した収入(臨時収入の減少など)については、この「収入の減少」の計算には含まれません。

《「納付可能金額」とは…》

当面(向こう6か月分)の事業資金・生活費等を超える現金・預貯金をお持ちの場合、その超えた金額については、「納付可能金額」として納期限までに納付していただく必要があります。

**・ 申請頂いた内容の審査に当たり、職員が電話等で内容確認を行うことがあるため、ご協力をお願いします。**

- ・ 本件の猶予申請の承認又は不承認の結果については、通知書でお知らせします。
- ・ 今後(2か月程度)に、国税や社会保険料などの納税の猶予申請をされる場合には、この申請書の写しを利用できますので、写しを手元に保管しておくことをおすすめします。

記載例(令和2年度個人事業税の場合)

徴 収 猶 予 申 請 書

県税事務所長 様

地方税法附則第59条第1項の規定により、以下のとおり徴収の猶予を申請します。

申請者：法人が申請する場合は、代表者の住所  
役職、氏名を法人の所在地や名称の下に併せて記載して  
ください。(法人の場合の電話番号については、担当部署の  
連絡先を記載してください。)

申請年月日：書類を提出する日を記載してください。

1 申請者名等 (以下の項目について、ご記入をお願いします)

申請者	住所所在地	岐阜県〇〇市〇〇〇町××-××		申請年月日	令和 年 月 日				
	電話番号	058(×××) ××××	携帯電話	090(×××) ×××					
氏名称	〇〇〇 印			※職員記入欄	通信日付印				
日中に連絡のつく電話番号を必ず記載してください									
自動車税の場合は、自動車登録番号を記載してください。									
納付又は納入すべき税	税目	課税年度	課税番号	期別	納期限	税額	本税以外(延滞金等)	登録番号等	猶予を希望する期間
	個人事業税	R2	123456	H31	R2.8.31	151,000	-	-	納期限の翌日から R3・8・31 まで
									納期限の翌日から . . まで
									納期限の翌日から . . まで
									納期限の翌日から . . まで
									納期限の翌日から . . まで
合 計						① 151,000	② -		該当箇所にチェックしてください。
新型コロナウイルス感染症等の影響				<input type="checkbox"/> イベント等の自粛で収入が減少 <input checked="" type="checkbox"/> その他の理由で収入が減少		<input type="checkbox"/> イベント等の自粛で収入が減少 <input type="checkbox"/> 外出自粛要請で収入が減少			

2 猶予額の計算(書き方が分からない場合は、職員が聞き取りをしながら記載します。)

(注)会計ソフト等で作成した試算表などで代用いただいても構いません。

(1) 収入の減少の状況等

記入月数は1月でも構いません

令和2年2月以降、前年同月と比べて収入の減少率が大きい月の収支状況を記載してください。

項目	令和2年(当年)			前年同月			収入減少率
	×月	×月	4月	×月	×月	4月	
収入							
売上	×××	×××	800,000	×××	×××	1,000,000	1-(③÷⑥) 1-(④÷⑦) 1-(⑤÷⑧) のうち最大のものを記載
小計	③	④	⑤ 800,000	⑥	⑦	⑧ 1,000,000	20 %
支出							
仕入れ	×××	×××	400,000				支出平均額 (⑨+⑩+⑪) ÷記入月数 ⑫ 760,000 円
諸経費	×××	×××	150,000				
借金返済	×××	×××	50,000				
家賃	×××	×××	60,000				
生活費	×××	×××	100,000				
小計	⑨	⑩	⑪ 760,000				

前年から概ね20%以上減少していることを確認します

(注) 売上などを「収入」に、仕入、販売管理費/一般管理費、借入金返済などを「支出」に記入ください。なお、減価償却費など、実際に支払を伴わない費用などは「支出」に該当しません。また、申請者が法人の場合は、生活費は「支出」に該当しません。

例: 売上帳、給与明細、預貯金のコピーなど、書類の提出が難しい場合は聞き取りにより確認させていただきます。

※職員記入欄  事業収入の減少等の事実があることを証する書類(売上帳、給与明細、預金通帳等)  聴取

税理士署名押印	印	電話番号	
		<input type="checkbox"/>	税理士法第30条の書面提出有

表面 2 ⑫支出平均額×6か月

(2) 当面の運転資金等(生活資金または事業資金)の状況等

当面の運転資金等 (⑫×6(6か月分))	4,560,000 円	+	今後6か月間に予定されている 臨時支出等の額	0 円
例: 預貯金のコピーなど、書類の提出が難しい 場合は聞き取りにより確認させていただきます。			=	当面の支出 見込額(⑬)
				4,560,000 円

(3) 現金・預貯金残高

※職員記入欄 □ 一時納付・納入が困難であることを証する書類(預金通帳、現金出納帳等) □ 聴取

	金額		金額	現金・預貯金の 合計(⑭)	650,000 円
現金	200,000 円	預貯金	450,000 円		

(4) 納付可能金額

⑭ (現金・預貯金残高) - ⑬ (当面の支出見込額) = 納付可能金額(⑮) 0 円  
(マイナスの場合は0)

(5) 猶予を受けようとする金額

表面 1 徴収猶予を受けようとする金額①+②

(①+②) 納付・納入すべき税	-	(⑮) 納付可能金額	=	猶予額
151,000 円		0 円		151,000 円

### 3 その他の猶予申請(他の猶予の申請を併せて希望する場合)

この申請が承認されなかった場合(※)は、他の猶予制度(換価の猶予)の適用を希望します。

※ 例: 収入の減少率が低いときはこの申請は承認されませんが、他の猶予制度(換価の猶予)により猶予を受けられたい場合がありますので、職員から他の猶予制度についてご案内します。

チェックボックスはあくまで他の猶予制度の希望欄であり、当然これだけで他の猶予制度が適用されるわけではありません。

《「収入の減少」

令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業をされている方の収入が前年同期間比べておおむね20%以上減少した場合、「収入の減少」があるものとして猶予の対象となります。

フリーランスの方などの報酬、派遣労働者の方などの給与についても、同じように減少していれば、「収入の減少」があるものとして猶予の対象となります。

なお、新型コロナウイルスの発生とは関係なく減少した収入(臨時収入の減少など)については、この「収入の減少」の計算には含まれません。

《「納付可能金額」とは…》

当面(向こう6か月分)の事業資金・生活費等を超える現金・預貯金をお持ちの場合、その超えた金額については、「納付可能金額」として納期限までに納付していただく必要があります。

・ 申請頂いた内容の審査に当たり、職員が電話等で内容確認を行うことがあるため、

ご協力をお願いします。

- ・ 本件の猶予申請の承認又は不承認の結果については、通知書でお知らせします。
- ・ 今後(2か月程度)に、国税や社会保険料などの納税の猶予申請をされる場合には、この申請書の写しを利用できますので、写しを手元に保管しておくことをおすすめします。